

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令の一部改正

一 題名

題名を「中心市街地の活性化に関する法律施行令」に改めること。

二 特定会社の要件

中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第七条第七項第七号の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができるできない株主を除く。以下同じ。）の議決権に占める大企業者の有する議決権の割合が二分の一未満であること、持分会社にあつてはその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める大企業者の割合が二分の一未満であることとする事。（第二条関係）

三 中心市街地活性化協議会を組織することができる者の要件

1 法第十五条第一項第一号口の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主の議決権に占める市町

村の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社にあつてはその社員のうちに市町村があることとする。

2 法第十五条第一項第二号口の政令で定める要件は、公益法人にあつては財団法人であつてその基本財産の全部若しくは一部が市町村により拋出されていること又は社団法人であつてその社員のうちに市町村があること、特定会社にあつては株式会社であつて総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が百分の三以上であること又は持分会社であつてその社員のうちに市町村があることとする。

(第五条関係)

四 中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助

法第三十条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用（共同住宅の建設に係るものに限る。）のうち共同住宅の共用部分等に係る費用に対して地方公共団体が補助する額に二分の一を乗じて得た額とすること。

(第八条関係)

五 地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用の補助

法第三十四条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、地方公共団体が行う住宅の

建設に要する費用のうち共同住宅の共用部分等に係る費用の額に三分の一を乗じて得た額とすること。

(第九条関係)

六 中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件

法第七条第七項第五号及び第六号に定める事業を実施する法第七条第七項第六号に掲げる会社に係る法第四十条第四項第四号の政令で定める要件は、株式会社であつて総株主の議決権に占める中小小売商業者が有する議決権の割合が十分の七以上であること又は持分会社であつてその社員(業務執行権を有しないものを除く。)に占める中小小売商業者の割合が二分の一を超えていることとする。

(第十条第五項第二号関係)

第二 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法施行令の廃止

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法施行令を廃止すること。

第三 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正

認定中心市街地の区域内における土地の区域の面積が千平方メートル以上であり、整備される建築物の延べ面積が千平方メートル以上である事業を民間都市開発事業に追加すること。

第四 都市再生特別措置法施行令の一部改正

都市再生特別措置法第六十三条第一項に規定する認定を申請することができる都市再生整備事業の規模は、法第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第二項第四号に掲げる事項として定められた都市開発事業にあつては、〇・二ヘクターとするものとする。

第五 内閣府本府組織令の一部改正

大臣官房の所掌事務に、法第九条第一項に規定する基本計画の認定に関することを加えること。

第六 附則

この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日から施行するものとする。